

いいづかブランド認定製品支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年8月23日

飯塚市長 武 井 政 一

いいづかブランド認定製品支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、いいづかブランド認定要綱(令和3年飯塚市告示第261号)に規定する、いいづかブランド認定製品(以下「認定製品」という。)の販路拡大又は生産拡充等に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、いいづかブランド認定要綱第8条の規定により認定を受けた製品の申請者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助対象者としない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員が役員となっている者
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 補助対象者は、認定した日の属する年度の翌々年度の3月末日までの者とし、別表に定める補助限度額に達するまで補助金の交付申請をすることができる。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費等は、別表に定めるとおりとする。

(申請)

第4条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類をいいづかブランド認定製品支援補助金交付申請書に添えて市長に申請しなければならない。

- (1) いいづかブランド認定製品支援補助金事業計画書
- (2) 市税の納税証明書その他滞納がないことを証する書類

- (3) 個人情報に関する同意書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定等)

第5条 市長は、前条の補助金交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項により補助金交付の可否を決定したときは、補助金交付決定通知書又は補助金不交付決定通知書により、補助対象者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の補助金交付決定に際して、条件を付することができる。
- 4 補助対象者は、第2項に規定する通知後に、第4条第1号に規定する計画を実施し、申請以後最初の3月末日までに完了しなければならない。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業が完了したときは、事業完了後30日を経過する日又は補助金の交付決定日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) いいづかブランド認定製品支援補助金実績報告書
 - (2) 請求書等、請求があった旨がわかるもの
 - (3) 領収書等、支払った旨がわかるもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料
- (補助金の額の確定通知)

第7条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、交付すべき補助金額を確定し、いいづかブランド認定製品支援補助金交付確定通知書により通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 交付決定者は、前条の規定による通知を発する日が、申請以後最初の2月末日以前である場合は30日以内に、3月1日以降のものである場合は15日以内に、いいづかブランド認定製品支援補助金交付請求書により補助金の請求をするものとする。

(関係書類の整備)

第9条 交付決定者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分した収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 交付決定者は、申請後の事情の変更により補助事業を遂行することができなくなったときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から20日を経過するまでの間に限り、当該申請を取下げができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、様式等補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月18日から施行する。